

医師の働き方改革に係る 医療法第25条第1項に基づく立入検査

令和6年 2月 6日(火)

鹿児島県 暮らし保健福祉部

保健医療福祉課 医務係

～医師の働き方改革の施行に向けて～

《タイトル》

説明したい（小）項目・（小）見出し

① 《説明文（リード文）①》

② 《説明文（リード文）②》

③ 《説明文（リード文）③》

説明したい（小）項目について、ポイントを（短文で）整理

図・表等

説明したい（小）項目に関する視覚的素材を提示

アウトライン～本日の内容の概観

- ① 本日は、「医師の働き方改革に係る医療法第25条第1項に基づく立入検査」を主題として、大きく4つのまとまりに分けて説明。
- ② ブロックⅠは「立入検査」、ブロックⅡは「総論」、ブロックⅢは「各論」、ブロックⅣは「補足・補遺」。

【 目 次 】	
I. 立入検査	Ⅲ. 各論
◆ 凡例(各スライドの構成)..... 1	◆ 勤務間インターバル・代償休息 <small>(法第123条第1項及び第2項)</small> 12
◆ アウトライン～本日の内容の概観..... 2	◆ 立入検査にあたって提示が求められる資料の一覧..... 13
◆ 医療監視(立入検査)..... 3	◆ 「地域医療体制確保加算」における適時調査..... 14
◆ 「立入検査」と「適時調査」..... 4	◆ いきいき働く医療機関サポート Web(「いきサポ」)..... 15
◆ 医師の時間外労働規制..... 5	◆ 医師の働き方改革施行に向けて医療機関へのお願い..... 16
◆ 「追加的健康確保措置」の‘キーワード’..... 6	
◆ 「追加的健康確保措置」の履行確保のための枠組み..... 7	Ⅱ. 総論
◆ 立入検査項目..... 8	
◆ 面接指導の実施(法第108条第1項)..... 9	
◆ 就業上の措置 <small>[時間外・休日労働月100時間以上見込み]</small> (法第108条第5項)..... 10	
◆ 就業上の措置 <small>[時間外・休日労働月105時間超]</small> (法第108条第6項)..... 11	Ⅳ. 補足・補遺

医療監視(立入検査)

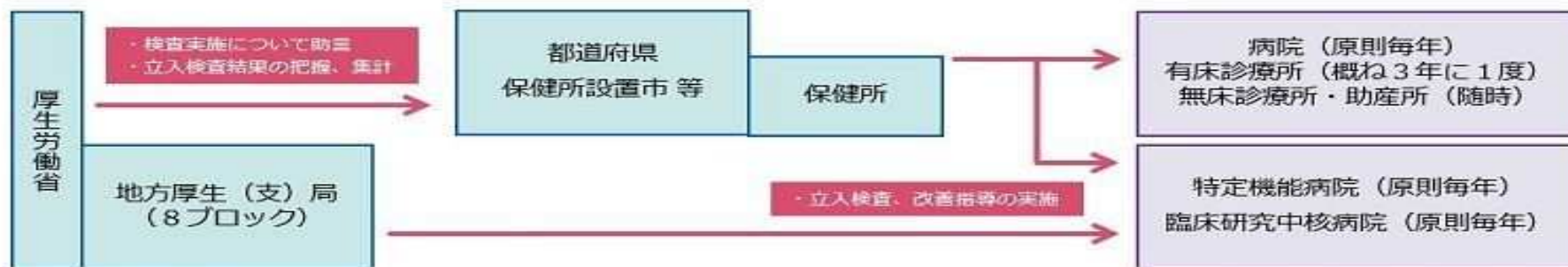
- ① 立入検査の‘目的’ = 良質で適正な医療を行う場にふさわしいものとする。
- ② 立入検査の‘実施主体’ ≡ 都道府県等(医療法第25条第1項)
- ③ 立入検査の‘検査項目’ → 「管理状況」・「人員配置の状況」・「構造設備, 清潔の状況」

立入検査の目的

・病院、診療所等が法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査し、不適正な場合は指導等を通じ改善を図ることにより、病院、診療所等を良質で適正な医療を行う場にふさわしいものとする。

立入検査の実施主体

- ・医療法第25条第1項による立入検査 …… 各病院、診療所等に対し、都道府県等が実施
- ・医療法第25条第3項による立入検査 …… 特定機能病院等に対し、国が実施



主な検査項目

- 病院管理状況
 - >カルテ、処方箋等の管理、保存
 - >安全管理の体制確保 等
- >届出、許可事項等法令の遵守
- >患者入院状況、新生児管理等
- >医薬品等の管理、職員の健康管理
- 人員配置の状況
 - >医師、看護婦等について標準数と現員との不足をチェック
- 構造設備、清潔の状況
 - >診察室、手術室、検査施設等
 - >給水施設、給食施設等
 - >院内感染対策、防災対策
 - >廃棄物処理、放射線管理 等

「立入検査」と「適時調査」

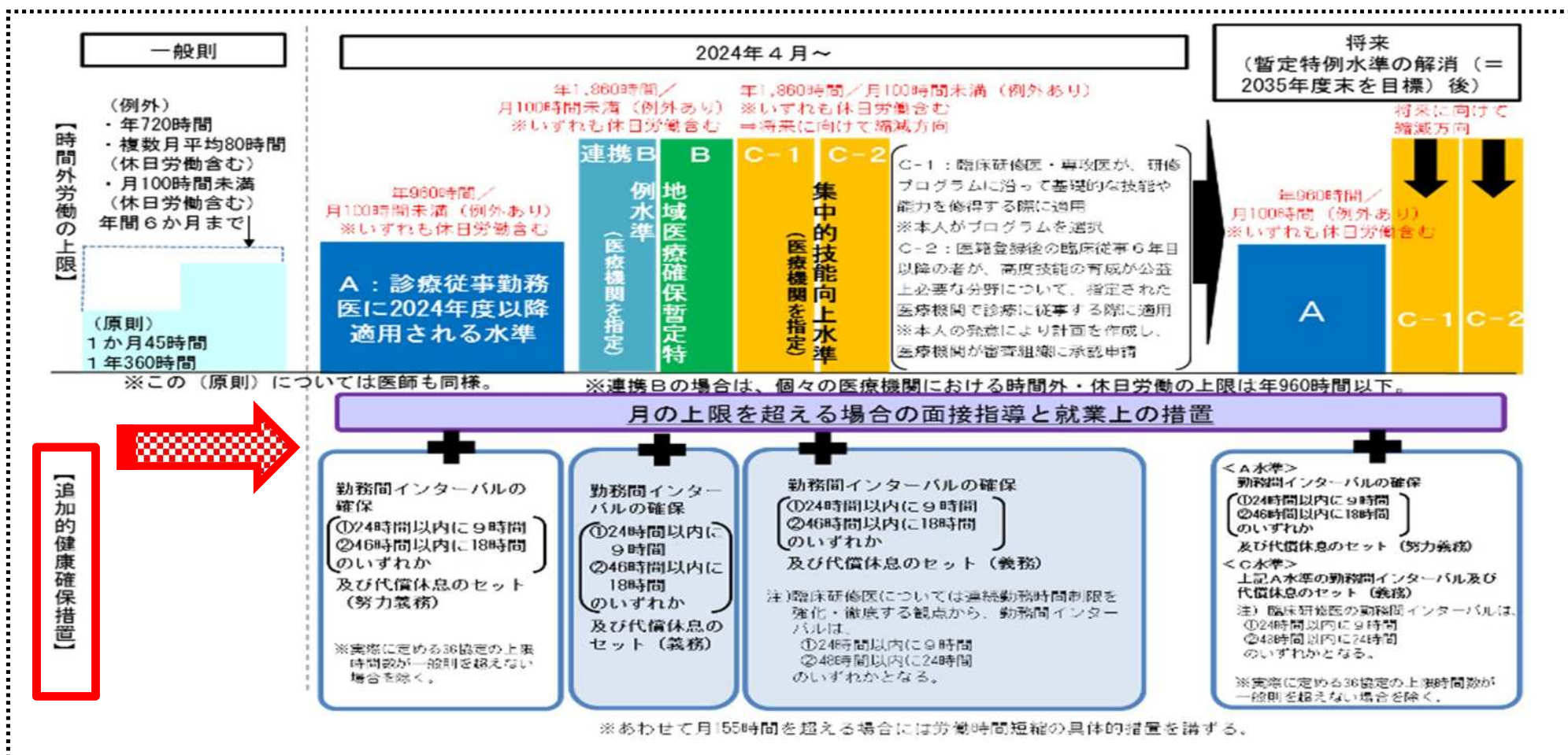
- ① 医療法: 医療機関としての‘看板’を掲げることができるための根拠法。
- ② 健康保険法: 健康保険制度(保険診療制度)の下で, 法で定められた診療報酬制度により診療費を請求するための根拠法。
- ③ 医療機関における運営・管理上の検討を行う場合, “(何の根拠法に基づく)どちらの検査・調査の話をしているのか”を念頭に置いておく必要がある。

「立入検査」と「適時調査」との比較

	立入検査	適時調査
根拠法	医療法第25条第1項	健康保険法第73条etc
実施機関	地域管轄の保健所	地方厚生局指導監査課
主調査対象項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 人員基準 確認 ② 施設 確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設基準順守確認 ※ 特に, 入院料に係る看護職員数の確認が重要な調査となる。
時期	毎年1回	法的には, 診療報酬上の届出事項があつてから, 1年以内に実施することが原則
罰則	業務停止命令等	診療報酬自主返還

医師の時間外労働規制

- ① 医師の時間外労働規制＝「(具体的な)時間外労働上限時限の設定」+「追加的健康確保措置」
- ② 一般則による規制との比較の観点から、一般則にはない追加的な健康確保措置を組み合わせることで導入することにより、全体としてバランスの取れた制度運用となる様な設計がなされている。
- ③ 追加的健康確保措置＝「疲労回復のための時間確保」+「医師による面接指導・就業上の措置等」



「追加的健康確保措置」の‘キーワード’

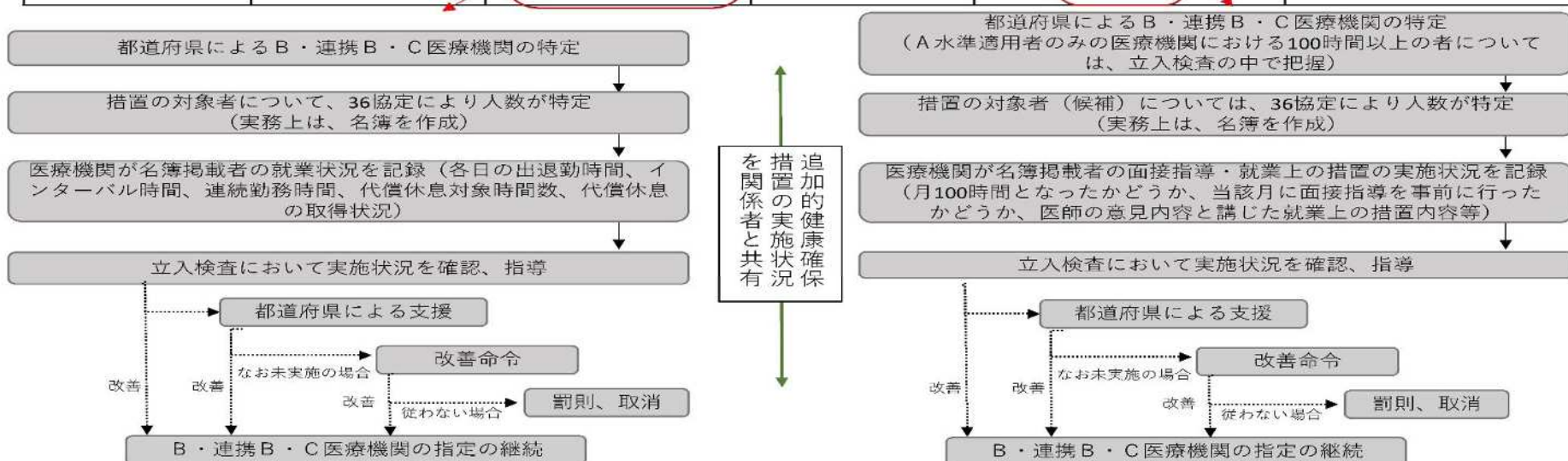
- ① 「追加的健康確保措置」の履行状況は、医療監視(立入検査)において確認が行われる。
- ② ...ということは、まずは「追加的健康確保措置」の‘仕組み’に慣れ親しむ必要がある。
- ③ ...そのためには、例えば、「始業から〇〇時間以内に△△時間の継続した休息時間(□□時間の連続勤務時間制限)」といった語句に慣れ親しんでおく必要がある。

キーワード	意味
月100時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脳・心臓疾患の労災認定基準における単月の時間外労働の水準を考慮した値。 ・ 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満(例外あり)。
月155時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の勤務時間の分布において、上位約1割が該当する年間時間外の水準を参考に、月当たりの管理として「12」で割り切れる数値「年間1,860時間」を「12」で除した値。 ・ “わが国の勤務医は、2024年4月以降、1,860時間を超える労働時間は一切認められなくなる”点に注意せよ。
日9時間	<ol style="list-style-type: none"> ① 通常勤務として想定される、法定8時間労働と法定1時間休息の合計の値(合計9時間)。 ② 最低限の睡眠を1日6時間とした場合の、翌日の勤務までの残りの時間(24-9-6)。 この残りの9時間が、‘生活時間’、即ち‘インターバル(休息)’として確保される、という考え方。
日15時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日24時間から、上記の勤務間インターバル9時間を差し引いた値。 ・ C-1水準が適用される臨床研修医については、連続勤務時間制限15時間、勤務間インターバル9時間を必ず確保することとされている(例外あり)。
連続28時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 午前中から勤務が始まるという一般的な場合であれば、徹夜で勤務したとしても最長で翌日の午前中まで、というイメージ ・ 例えば、日勤で8時間の外来業務を行った後、16時間の宿直に入り、翌日の昼頃までの4時間で、宿直時に診た患者の経過をみたり、引継をしたり、事務作業等を行った後に業務を終了する流れを想定。 ・ 米国卒後医学教育認定協議会(ACGME)による時間制限も参考に設定。

「追加的健康確保措置」の履行確保のための枠組み

- ① 面接指導と勤務間インターバル・代償休息のルール¹の履行状況は、医療監視(立入検査)において確認が行われる。
- ② チェック項目としては、「面接指導実施」, 「面接指導実施後の就業上の措置」, 「休息・代償休息確保」, 「労働時間短縮に係る必要な措置」の4つのPointが挙げられる。
- ③ ルールが未履行であることが確認された場合には、まずは‘改善に向けた取組み’が重要である。

	36協定の月上限	連続勤務時間制限・インターバル規制等	面接指導・就業上の措置	(参考) 時短計画の策定
A水準適用者のみ医療機関	100時間未満	努力義務		
	100時間以上	努力義務	義務(※1)	
B・連携B指定あり医療機関	100時間未満	B・連携B業務対象者は義務		義務
	100時間以上	その他の業務対象者は努力義務	義務(※2)	
C指定あり医療機関	100時間未満	C業務対象者は義務		義務
	100時間以上		その他の業務対象者は努力義務	



(※1) 当月の時間外労働が80時間超になった場合、疲労度確認を行い、疲労の蓄積に応じて面接指導を実施。

(※2) 当月の時間外労働が100時間になる前に面接指導を実施。例えば、前月の時間外労働が80時間超となった場合、あらかじめ面接指導のスケジュールを組んでおく。

立入検査項目

- ① 医師の働き方改革関係の医療法の施行に伴い、令和6年度以降、医療法第25条第1項に基づく立入検査において、新たに確認が必要な検査項目がある。
- ② 4つの項目を通じて、時間外労働時間に応じた面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル等の追加的健康確保措置が適切に実施されているかを確認する。
- ③ 以下、各検査項目における概要・概略を確認する。

立入検査項目

医師の働き方改革関係の医療法の施行に伴い、令和6年度以降、医療法第25条第1項に基づく立入検査において新たに確認が必要な検査項目があります。

項目	概要	対象
1. 面接指導の実施 (法第108条第1項)	時間外・休日労働が月100時間以上となることを見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。	全医療機関
2. 就業上の措置 (時間外・休日労働月100時間以上見込み) (法第108条第5項)	面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置（就業上の措置）を講じていることを確認。	
3. 就業上の措置 (時間外・休日労働月155時間超) (法第108条第6項)	時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。	
4. 勤務間インターバル・代償休息 (法第123条第1項及び第2項)	特定労務管理対象機関に勤務する特例水準の業務に従事する医師（特定対象医師）に対し、勤務間インターバルや代償休息が確保されていることを確認	特定労務管理対象機関

※特定労務管理対象機関：都道府県知事が、病院又は診療所であって、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務があると認められるものを、指定した特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関の総称。

面接指導の実施(法第108条第1項)

- ① 確認事項:「面接指導対象医師」に対して、(医療法上の)面接指導が実施されているか否か。
- ② 確認方法(Step1):「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧」を実施機関に提示する。
《面接指導対象医師のリストアップ》
- ③ 確認方法(Step2):「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」を実施機関に提示する。
《面接指導の実施確認》

1. 面接指導の実施

面接指導の実施状況の確認の概要は以下のとおり。

1. 確認事項

時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師(面接指導対象医師)に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。

2. 確認方法

(1) 面接指導対象医師をリストアップ

医療機関は、「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が**100時間以上となった医師の一覧**」(*)を提示。確認対象である面接指導対象医師をリストアップする。

(2) 面接指導の実施を確認

- 医療機関は「**長時間労働医師面接指導結果及び意見書**」(*)を提示。必要な事項が記載されており、適切な時期に面接指導が実施されていることを確認。
- 面接指導実施医師により面接指導が実施されていることを確認。

※立入検査を実施する機関より提示を求められます。

3

就業上の措置〔時間外・休日労働月100時間以上見込み〕（法第108条第5項）

- ① 確認事項:「面接指導対象医師」に対して、面接指導実施医師意見に基づき、措置の要否や措置の内容について記載された記録があるか否か。
- ② 確認方法(Step1): (略) 《面接指導対象医師のリストアップ》
- ③ 確認方法(Step2):「措置の要否や措置の内容について記載された記録」を実施機関に提示する。《面接指導の就業上の措置の実施確認》

2. 就業上の措置

面接指導の就業上の措置の実施状況の確認の概要は以下のとおり。

1. 確認事項

時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認の上、面接指導実施医師意見に基づき、措置の要否や措置の内容について記載された記録があることを確認。

2. 確認方法

(1) 面接指導対象医師をリストアップ

医療機関は、「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧」(*)を提示し、確認対象である面接指導対象医師をリストアップする。 ※「1. 面接指導の実施」と同じ一覧。

(2) 面接指導の就業上の措置の実施を確認

- 面接指導実施医師の意見に基づく措置内容について、「措置の要否や措置の内容について記載された記録」(*)を提示し、必要な記載があることを確認。

※立入検査を実施する機関より提示を求められます。

7

就業上の措置〔時間外・休日労働月155時間超〕（法第108条第6項）

- ① 確認事項:「時間外・休日労働が月155時間超となった医師」に対して、労働時間短縮のために必要な措置を講じているか否か。
- ② 確認方法(Step1):「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が155時間超となった医師の一覧」を実施機関に提示する。
- ③ 確認方法(Step2):「時短のための必要な措置の内容が記載された記録」を実施機関に提示する。

3. 就業上の措置（155時間超の場合）

1. 確認事項

時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。

2. 確認方法

(1) 対象の医師をリストアップ

医療機関は、「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が**155時間超となった医師の一覧**」(※)を提示し、確認対象である医師をリストアップする。

(2) 労働時間短縮のための措置を確認する

- 「労働時間短縮のための必要な措置の内容について、記載された記録」(※)を提示し、必要な記載があることを確認。

※立入検査を実施する機関より提示を求められます。

勤務間インターバル・代償休息(法第123条第1項及び第2項)

- ① 確認事項:「特定労務管理対象機関」の「特定対象医師」について、勤務間インターバルや代償休息が確保されているか否か。
- ② 確認方法:「特定対象医師の名簿」の提示(Step1)→「勤務状況が分かる資料」の提示(Step2)
- ③ 以上Step1及びStep2により、「勤務間インターバル・代償休息の確保状況」を確認する。

4. 勤務間インターバル・代償休息の確保

対象：特定労務管理対象機関

1. 確認事項

特定労務管理対象機関の特定対象医師について、勤務間インターバルや代償休息が確保されていることを確認。

2. 確認方法

(1) 特定対象医師の名簿の提示

- 医療機関は、「特定対象医師の名簿」(※)を提示する。立入検査を実施する機関は、当該リストから確認対象とする複数の医師を指定する。

(特定対象医師)

特定労務管理対象機関に勤務する医師のうち、その予定されている労働時間の状況が1年について時間外・休日労働時間が960時間を超えることが見込まれる者

(2) 勤務状況が分かる資料の提示

- 医療機関は、指定された医師に関し、「直近1年間のうち任意の1ヶ月分の勤務予定及び勤務時間の実績等の勤務状況が分かる資料」(※)を提示する。

(3) 勤務間インターバル・代償休息の確保状況を確認する

- 勤務状況が分かる資料を確認し、指定した医師について勤務間インターバル・代償休息の確保状況を確認する。

※立入検査を実施する機関より提示を求められます。

11

立入検査にあたって提示が求められる資料の一覧

- ① 医師の働き方改革関連の検査項目（☞資料p8）について、実施機関から提示が求められる資料の一覧は以下のとおり。
- ②（抽象的な言い方をすれば...）勤務環境について、「証拠主義」の観点から、「診療体制・人員配置（経験・資格を含む。）」に関する文書証拠の提示を求めている、と言える。
- ③ 実施機関によって、提示を求める資料が異なる場合があるので、臨機応変に対応する必要がある。

立入検査にあたって提示が求められる資料の一覧

医師の働き方改革関連の検査項目について、提示が求められる資料の一覧は以下のとおり。
立入検査を実施する機関によって、提示を求める資料が異なる場合がありますので、その場合は、立入検査を実施する機関の指示に基づき対応して下さい。

項目	提示資料	対象
1. 面接指導の実施 (法第108条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧 ・長時間労働医師面接指導結果及び意見書 ・面接指導実施医師養成講習会の修了証書 	全医療機関
2. 就業上の措置 (時間外・休日労働月100時間以上見込み) (法第108条第5項)	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧（※1. 面接指導の実施」と同じ一覧） ・措置の要否や措置の内容について記載された記録 	
3. 就業上の措置 (時間外・休日労働月155時間超) (法第108条第6項)	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が155時間超となった医師の一覧 ・労働時間短縮のための必要な措置の内容について記載された記録 	
4. 勤務間インターバル・代償休息 (法第123条第1項及び第2項)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定対象医師の名簿 ・直近1年間のうち任意の1ヶ月分の勤務予定及び勤務時間の実績等の勤務状況が分かる資料 	特定労務管理対象機関

※特定労務管理対象機関：都道府県知事が、病院又は診療所であって、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務があると認められるものを、指定した特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関の総称。

「地域医療体制確保加算」における適時調査

- ① 比較対象として、適時調査（資料p4）における「地域医療体制確保加算」の調査項目を参照してみる。
- ② 左の「確認事項」に対して、右の「聴取方法のポイント」で示されているとおり、書類（＝‘文書証拠’）の提出を求めることにより確認している。
- ③ 左の「確認事項」における「体制」や「配置」といった語句から、（検査・調査の種別は異なるが、）‘診療体制・人員配置’に着目していることが窺える。

「地域医療体制確保加算」における「適時調査書」（抜粋）

★(3)病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制として、次の体制を整備している。

(適 ・ 否)

ア 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、病院勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置している。

イ 病院勤務医の勤務時間及び当直を含めた夜間の勤務状況を把握している。

ウ 当該保険医療機関内に、多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成している。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催している。

エ 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開している。

当日準備 ・委員会又は会議の設置が分かる書類(議事録、設置要綱等)を見せてください。

(本年度分及び前年度分)

当日準備 ・医師労働時間短縮計画を見せてください。

(本年度分及び前年度分)

いきいき働く医療機関サポートWeb(「いきサポ」)

- ① 「いきいき働く医療機関サポートWeb」(「いきサポ」)では、面接指導と勤務間インターバルなど医療機関に必要とされる情報を集約している。
- ② 今年4月に迫った医師の働き方改革施行に向けて、同サイト内の具体的準備等に関する各種有用情報(Ex.厚生労働省医政局担当者による詳細な動画解説)も活用に値する。
- ③ 本セミナーの後、関連する同サイト内の医療機関向け解説動画を続けて視聴されたい。

いきいき働く医療機関サポートWeb (いきサポ)

いきサポでは、面接指導と勤務間インターバルなど医療機関に必要とされる情報を集約しています。

The screenshot shows the homepage of the 'いきサポ' website. The main navigation bar includes a search function and links for 'お問い合わせ' (Contact), 'お問い合わせ' (Contact), 'お問い合わせ' (Contact), and 'お問い合わせ' (Contact). The main content area features a central banner with the text: '医療機関の勤務環境の改善に役立つ！ いきサポでは、各種情報や医療機関の取り組み事例を紹介しています。' (Helpful for improving the working environment of medical institutions! In Iki-Sapo, we introduce various information and examples of medical institution initiatives.) Below this, there are several callout boxes: '初めての方向けページ' (Page for newcomers), '医師の働き方改革特設ページ' (Special page for doctor working style reform), '動画で医師の働き方改革を解説' (Explaining doctor working style reform with video), '解説スライド' (Explanation slides), 'eラーニング' (e-learning), 'イベント開催案内' (Event information), and '医療機関の取り組み事例紹介' (Introduction of medical institution initiatives).

医師の働き方改革施行に向けて医療機関へのお願い

- ① 医師の働き方改革施行開始まで、残り約2か月となっている状況。
- ② 特に、A水準を予定されている医療機関各位におかれては、次の項目について、入念な最終確認をお願いしたい。
- ③ 併せて、今年4月以降の立入検査の円滑な実施に向けた必要な御準備をお願いしたい。

「医師の働き方改革」施行に向けた確認事項

- ① 院内における医師の労働時間を客観的な方法で把握できている。
- ② 宿日直業務について、労働基準監督署から宿日直許可を取得している。
- ③ 自院で勤務する医師の、副業・兼業先における労働時間を当該医師からの自己申告等により把握している。
- ④ 令和6年度以降の医師の副業・兼業の受入条件について、主たる勤務先の医療機関と協議・調整済みである。
- ⑤ 副業・兼業先での労働時間を含め、時間外・休日労働が年960時間超の勤務医がいない。
- ⑥ 追加的健康確保措置（面接指導・休息時間の確保）の実施について、（院内の合意形成も含めて、）準備・調整済みである。
- ⑦ 新たな様式による36協定の締結と労働基準監督署への届出について、制度を理解している。

ご清聴, ありがとうございます。

